

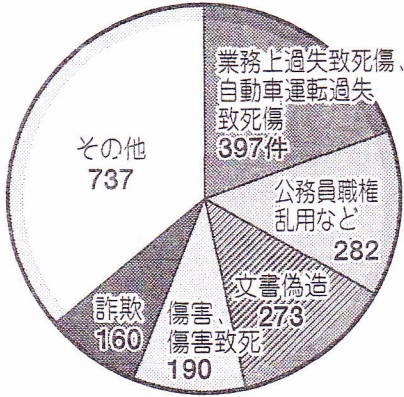
# 検察審査会 起訴の権限市民にも

## 新制度が 21日開始 被害者救済広がるか

検察官の不起訴処分は是非を問う検察審査会が、二十一日の裁判員制度開始とともに大きく変わる。事件を審査するのは、選挙人名簿からくじで選ばれた市民

このシステムは二〇〇四年の検察審査会法改正で導入が決まった「起訴議決制度」で、民意を反映させる司法改革の一つ。検察官だけに認められてきた起訴の

検察審査会が受理した  
不起訴事件  
(最高裁調べ、容疑別、2008年度)



◆改正検察審査会法 21日の施行で、起訴議決制度が盛り込まれ得られるようになる。審査会が検察業務について建議や勧告をした場合、検察正が改善措置の有無や内容を報告することも義務付けられた。審査員やその家族に対する威迫罪が新設される一方で、呼び出しに応じない審査員への過料を一万円以下から十万円以下に引き上げ、審査員や経験者の秘密漏えいを懲役6月以下または罰金50万円以下とした。審査の申し立ては原則、被害者や遺族、告訴・告発人だけができるが、審査会が職権で審査することも可能。

権限を市民も握ることになり、被害救済の道が広がるかどうか注目される。

審査会は各地裁や主な地裁支部に置かれ、その数百六十五。審査員の任期は半年で、三月ごとに半数が交代するが、任期中は非常勤の国家公務員となる。

主に検察官が不起訴処分とした事件の告訴・告発人や被害者らの申し立てで、捜査資料を使い非公開で審査。不起訴処分に誤りはないと判断すれば「不起訴相当」、起訴すべきだとの意見が過半数の六人を超える

と「不起訴不当」、八人以上で「起訴相当」と議決し、地検検事正に通知する。新制度は、起訴相当の議決を受け、検察官が再捜査で不起訴したり、三月月過ぎてても起訴しなかったりした場合、補佐役の弁護士を交え二回目の審査を実施。八人以上が起訴すべき

だと判断すれば、裁判所が指定した別の弁護士が「検察官役」となり、起訴や公判を担当する。最高裁によると、全国の審査会が受理した不起訴事件は〇八年度で約二万件。うち業務上過失致死傷と自動車運転過失致死傷の両事件が計約四百件と最も多かった。

議決の対象となったのは昨年で約二千三百六十人。その5.4%に当たる計百三十人が起訴相当や不起訴不当とされたが、再捜査の結果、起訴や略式起訴となったのは数十人にとどまる。過去に同一事件で起訴

相当が二回議決されたのは、兵庫県明石市で〇一年七月に十一人が死亡した歩道橋事故だけとみられる。遺族側は二十一日、明石署の元副署長の業務上過失致死傷容疑について、三回目の審査を申し立てる予定だ。